

国会公契第50号  
国官技第424号  
国営管第663号  
国営計第189号  
国港総第761号  
国港技第141号  
令和5年3月30日

大臣官房官庁営繕部 各課長 殿  
東北 総務部長 殿  
関東 地方整備局 企画部長 殿  
北陸 港湾空港部長 殿  
営繕部長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
(公印省略)

「東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について」の一部改正について

東日本大震災に係る復旧・復興事業の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、被災地域における公共工事（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定される公共工事<sup>注</sup>。以下同じ。）の前金払の特例を設けることについては、「東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について」（平成24年3月30日付け国地契第106号、国官技第371号、国営管第539号、国営計第121号、国港総第759号、国港技第153号）により適切な運用を図るよう通知したところである。

今般、「土地等の買収代価並びに公共工事の代価の前金払及び中間前金払について（通知）」（令和5年3月30日付け国官会第24149号）において財務大臣との協議が成立した旨通知されたことを受けて、「東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について」（平成24年3月30日付け国地契第106号、国官技第371号、国営管第539号、国営計第121号、国港総第759号、国港技第153号。以下「平成24年特例通知」という。）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

注) 工事並びに設計・調査、測量及び機械類の製造をいう。

### 記

(東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例についての一部改正)

「東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について」(平成24年3月30日付け国地契第106号、国官技第371号、国営管第539号、国営計第121号、国港総第759号、国港技第153号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1. 対象工事等 (1) 特例の対象となる公共工事は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結したものであって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものとする。 (2) (略)	1. 対象工事等 (1) 特例の対象となる公共工事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結したものであって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものとする。 (2) (略)